



長野県報

1月21日(木)
令和3年
(2021年)
第172号

目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録(介護支援課)	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(4件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	3
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	8
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課)	8
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(医療政策課)	8



長野県告示第37号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和3年1月21日

長野県知事 阿部守一

(登録喀痰吸引等事業者 介護医療院)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人 龍川会	介護医療院 西澤病院	長野県飯田市本町4丁目5番地	令和3年1月16日

(登録喀痰吸引等事業者 介護予防短期入所療養介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人 龍川会	介護医療院 西澤病院	長野県飯田市本町4丁目5番地	令和3年1月16日

(登録喀痰吸引等事業者 短期入所療養介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人 龍川会	介護医療院 西澤病院	長野県飯田市本町4丁目5番地	令和3年1月16日

介護支援課

長野県告示第38号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

令和3年1月21日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
萩	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から標柱10号までを順次 結んだ線及び標柱1号と標柱10号 を結んだ線に囲まれた土地の区域。	上田市真田町	傍陽	表	6002番1	1号
		〃	〃	宮ノ前	6386番1	2号及び3号
		〃	〃	表	5982番	4号及び5号
		〃	〃	宮ノ前	6388番	6号
		〃	〃	表	5976番1	7号
		〃	〃	〃	5975番	8号
		〃	〃	〃	5978番1	9号
		〃	〃	〃	5993番	10号

砂防課

長野県長野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年2月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月21日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 406号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市戸隠祖山字矢坂1814番の3地先から 長野市戸隠祖山字下内平1894番地先まで	旧	6.4～15.3 m	0.3227 km
同上	新	8.9～20.9	0.3227

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野信濃線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市箱清水二丁目2169番の3地先から 長野市箱清水二丁目2166番の1地先まで	旧	6.2～11.3 m	0.0648 km
同上	新	6.2～14.9	0.0648

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 戸隠篠ノ井線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市篠ノ井有旅字峠1199番の1地先から 長野市篠ノ井有旅字日陰林3611番の1地先まで	旧	6.0～12.7 m	0.2624 km
同上	新	7.3～15.1	0.2589

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 信州新中条線
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市中条住良木字成山1872番の1地先から 長野市中条住良木字塩沢1445番の4地先まで	旧	8.1～12.4 m	0.0971 km
同上	新	10.3～23.5	0.0917

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市信州新町山上条字茂菅6960番の1地先から 長野市信州新町山上条字城之越7005番地先まで	旧	4.4～9.6 m	0.1400 km
同上	新	7.6～13.7	0.1398

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年2月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

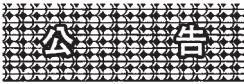
令和3年1月21日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 (1) 路線名 406号
- (2) 供用を開始する区間
- 長野市戸隠祖山字矢坂1814番の3地先から
- 長野市戸隠祖山字下内平1894番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年1月21日
- 2 (1) 路線名 戸隠篠ノ井線
- (2) 供用を開始する区間

- 長野市篠ノ井有旅字峠1199番の1地先から
- 長野市篠ノ井有旅字日陰林3611番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年1月21日
- 3 (1) 路線名 信州新中条線
- (2) 供用を開始する区間
- 長野市中条住良木字成山1872番の1地先から
- 長野市中条住良木字塩沢1445番の4地先まで
- 長野市信州新町山上条字茂菅6960番の1地先から
- 長野市信州新町山上条字城之越7005番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和3年1月21日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年1月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- デリシア軽井沢店
- 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字野沢原1323-1002ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
- 株式会社デリシア
- 松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28